

# 利用料金表

令和3年8月1日改正

## ■基本利用料金(利用者負担額+居住費+食費)

(1ヵ月を30日で算定)

要介護度	利用者負担額		
	負担割合:1割	負担割合:2割	負担割合:3割
要介護1 【652単位】	20,441 円 (1日 682 円)	40,881 円 (1日 1,363 円)	60,004 円 (1日 2,045 円)
要介護2 【720単位】	22,102 円 (1日 753 円)	45,144 円 (1日 1,474 円)	67,716 円 (1日 2,258 円)
要介護3 【793単位】	24,861 円 (1日 829 円)	49,722 円 (1日 1,658 円)	74,582 円 (1日 2,487 円)
要介護4 【862単位】	27,024 円 (1日 901 円)	54,048 円 (1日 1,802 円)	81,072 円 (1日 2,703 円)
要介護5 【929単位】	29,125 円 (1日 971 円)	58,249 円 (1日 1,942 円)	87,373 円 (1日 2,913 円)

利用者負担段階	対象者	居住費	食費
利用者負担第1段階	生活保護受給者	24,600 円 (1日820円)	9,000 円 (1日300円)
	高齢福祉年金受給者		
利用者負担第2段階	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	24,600 円 (1日820円)	11,700 円 (1日390円)
利用者負担第3段階①	利用者負担第2段階以外の方(課税年金収入が80万円以上120万円未満の方など)	39,300 円 (1日1,310円)	19,500 円 (1日650円)
利用者負担第3段階②	利用者負担第3段階①以外の方(課税年金収入が120万円以上の方など)	39,300 円 (1日1,310円)	40,800 円 (1日1,360円)
利用者負担第4段階	上記以外の方	60,180 円 (1日2,006円)	43,350 円 (1日1,445円)

要介護度	基本利用料金			
	利用者負担段階	負担割合:1割	負担割合:2割	負担割合:3割
要介護1	第1段階	※ 円	—	—
	第2段階	56,741 円	—	—
	第3段階①	79,241 円	—	—
	第3段階②	100,541 円	—	—
要介護2	第4段階	123,971 円	144,411 円	163,534 円
	第1段階	※ 円	—	—
	第2段階	58,402 円	—	—
	第3段階①	80,902 円	—	—
要介護3	第3段階②	102,202 円	—	—
	第4段階	125,632 円	148,674 円	171,246 円
	第1段階	※ 円	—	—
	第2段階	61,161 円	—	—
要介護4	第3段階①	83,661 円	—	—
	第3段階②	104,961 円	—	—
	第4段階	128,391 円	153,252 円	178,112 円
	第1段階	※ 円	—	—
要介護5	第2段階	63,324 円	—	—
	第3段階①	85,824 円	—	—
	第3段階②	107,124 円	—	—
	第4段階	130,554 円	157,578 円	184,602 円
要介護5	第1段階	※ 円	—	—
	第2段階	65,425 円	—	—
	第3段階①	87,925 円	—	—
	第3段階②	109,225 円	—	—
第4段階	132,655 円	161,779 円	190,903 円	

※利用者負担第1段階の方の利用料金は、生活保護受給者として算出される金額となります。

## ■食費(1食あたり)

食種	金額	合計
朝食	395 円	1,445 円
昼食	520 円	
夕食	530 円	

## ■加算

(1ヵ月を30日で算定)

加算項目	加算要件	※利用者負担額(負担割合:1割の場合)			特記事項
		単位数	1日あたり	1ヵ月あたり	
個別機能訓練加算(Ⅰ)	個別リハビリ計画に基づくリハビリを行う場合	12 単位	13 円	377 円	当事業所が加算要件を満たした場合に、各項目が全入居者に加算されます。
個別機能訓練加算(Ⅱ)	個別機能訓練(Ⅰ)の情報を、LIFEにて定期的に厚生労働省へ情報提供する。	20 単位	— 円	21 円	
看護体制加算(Ⅰ)口	常勤看護師の配置	4 単位	15 円	126 円	
看護体制加算(Ⅱ)口	看護職員2名以上配置	8 単位	5 円	251 円	
夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	基準以上の夜勤者の配置	18 単位	9 円	565 円	
口腔衛生管理加算	歯科医師による口腔ケアマネジメントを行う場合	90 単位	— 円	95 円	
科学的介護推進加算	LIFEにて定期的に厚生労働省へ情報提供し、必要に応じサービス計画を策定する。	50 単位	— 円	53 円	
自立支援促進加算	医師等と連携を図りつつ、LIFEにて定期的に厚生労働省へ情報提供する。	300 単位	— 円	314 円	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護福祉士の配置(60%以上)	18 単位	19 円	565 円	
初期加算	入所後30日間・30日を超える入院等から再入所	30 単位	32 円	941 円	
療養食加算	治療食を提供した場合(6円/1食、1日3回を限度)	6 単位	7 円	565 円	
入院・外泊	入院・外泊された翌日より算定。1ヵ月に6日を限度	246 単位	257 円	— 円	新規入居時に、1回のみ算定
安全対策体制加算	安全対策担当者が配置され、組織的な体制が整備されている。	20 単位	— 円	21 円	
特定処遇改善加算(Ⅰ)	技能・経験を持った職員の処遇改善に使用する	基本報酬及び各種加算の1ヶ月あたりの合計単位数に2.7%を乗じた単位数			
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の処遇改善を目的に使用する	基本報酬及び各種加算の1ヶ月あたりの合計単位数に8.3%を乗じた単位数			
新型コロナウイルス感染症対策加算	新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な加算	基本報酬の1ヶ月あたりの合計単位数に0.1%を乗じた単位数			

※上記の加算については、当事業所が厚生労働省の定める加算要件を満たした場合に加算されます。尚、職員体制の変動等により、変更させていただいております。

※上記の利用者負担額については、厚生労働省が定める介護報酬単位数に、地域区分の単位数(1単位数=10.45円)を乗じて得た金額を基に計算しております。

※実際の請求では1ヵ月あたりの総介護報酬単位数に地域区分の単位数を乗じる為、最終的な請求金額に多少の差異が生じることがありますので、ご了承ください。

※入院・外泊中の方については、入院・外泊時加算算定後に利用者負担段階に応じた居室料金が発生致します。

※新型コロナウイルス感染症対策加算は、令和3年4月から9月分請求まで算定をさせていただきます。

## ■その他

(1ヵ月を30日で算定)

項目	内容	利用料金		特記事項
		1日あたり	1ヵ月あたり	
電気代	暖房器具(電気毛布・電気あんか等)の電気使用料	50円	1500円	対象者のみに加算されます。
	家電製品(冷蔵庫・電気ポット等)の電気使用料	30円	900円	
レンタルテレビ代	テレビを貸し出した場合	30円	900円	
レンタル冷蔵庫代	冷蔵庫を貸し出した場合	50円	1500円	
理美容代	散髪・理美容などに係る費用	費用の実費		
受診等の費用	病院診療費、薬代等	費用の実費		